大阪狭山市の総合計画
（人口ビジョン・総合戦略）

大阪狭山市政策推進部企画グループ

本日の内容

１　総合計画とは
２　総合計画の構成と計画期間
３　総合計画の策定経過
４　本市の総合計画の特徴
５　市の将来像・まちづくりの目標
６　第五次総合計画の策定に向けて
７　人口ビジョン・総合戦略とは
８　総合計画と総合戦略の関係性
９　終わりに

1　総合計画とは

市町村が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るため、まちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現する諸施策を明らかにするもの

地方自治法　第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、**議会の議決を経て**その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための**基本構想を定め**、これに即して行うようにしなければならない。

↓

平成23年5月　地方自治法の一部改正により削除

↓

総合計画の法的な策定義務はなくなる

1　総合計画とは

大阪狭山市自治基本条例

（総合計画）

第22条　市長は、市政運営の指針となる**総合計画を策定**し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。

２　市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめその計画に関する情報を市民に提供し、**広く市民が参画**できるよう努めるものとする。

法的な策定義務はないが、大阪狭山市自治基本条例の趣旨に則り、総合計画を策定

２　総合計画の構成と計画期間

■計画の構成

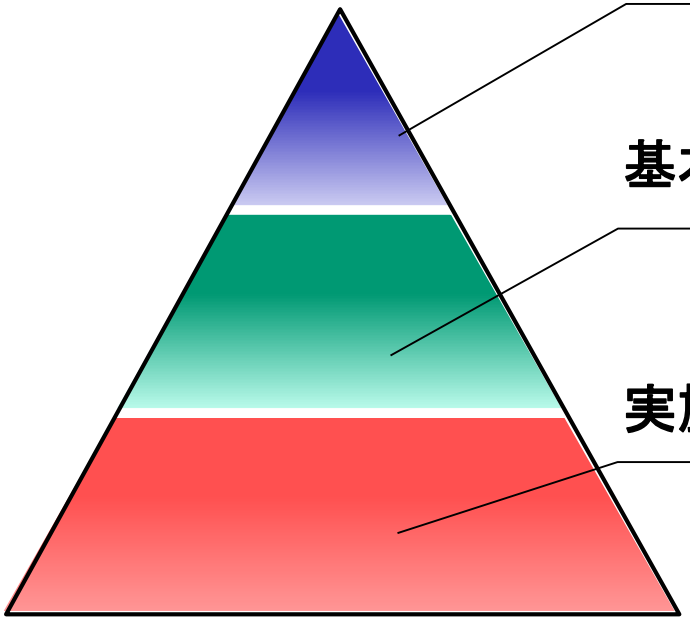

基本構想

- 本市の長期的なまちづくりの基本方向
- 将来像、人口フレーム、都市構造・土地利用など10年後のまちの姿を記載

基本計画

- 基本構想に掲げるまちの姿を実現するための施策を体系的に示し、施策を構成する具体の取組内容を記載

実施計画

- 基本計画に記載する取組みを構成する事業の内容や実施時期を記載

２　総合計画の構成と計画期間

■計画期間（第四次総合計画）

基本構想
10年間
（平成23年度から平成32年度）

前期基本計画
5年間
（平成23年度から平成27年度）

後期基本計画
5年間
（平成28年度から平成32年度）

基本構想とともに、平成23年度に策定。

平成23年度から平成27年度までの基本計画の進捗状況を明らかにし、施策の課題、指標、役割分担の見直しを行うとともに、この5年間の社会・経済状況の変化を基に「大阪狭山市後期基本計画（計画期間：平成28年度から平成32年度まで）」を平成28年3月に策定。

３　総合計画の策定経過

■第四次総合計画　後期基本計画の策定経過

【市民参画の取組み】

・市民意識調査、パブリックコメントの実施

【庁内体制】

・副市長を会長とする策定委員会及びプロジェクトチーム会議の開催

【庁外体制】

・学識経験者・市議会議員・関係団体代表者・市民で構成する審議会の開催

3　総合計画の策定経過

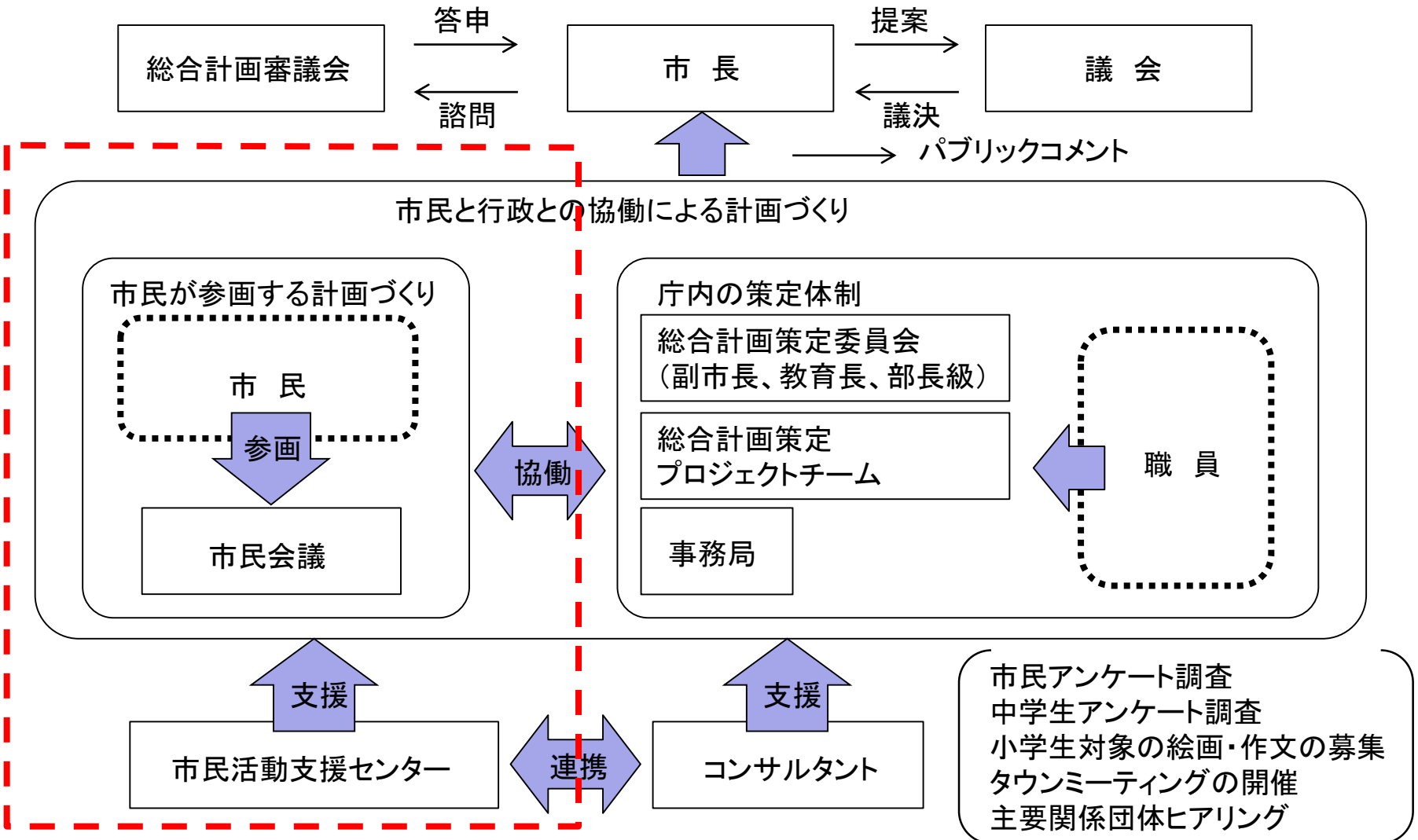
総合計画審議会
答申
諮問
市　長
提案
議決
議　会
パブリックコメント
市民と行政との協働による計画づくり
市民が参画する計画づくり
市　民
参画
市民会議
協働
庁内の策定体制
総合計画策定委員会
（副市長、教育長、部長級）
総合計画策定
プロジェクトチーム
事務局
職　員
支援
市民活動支援センター
連携
支援
コンサルタント
市民アンケート調査
中学生アンケート調査
小学生対象の絵画・作文の募集
タウンミーティングの開催
主要関係団体ヒアリング

４　本市の総合計画の特徴

計画の案を作成する前の段階から市民の方の参画

まちづくりのための役割分担を明記

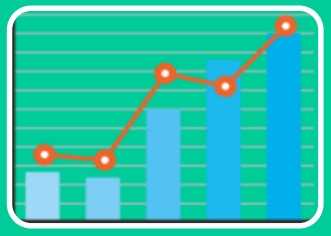

指標と目標の設定

５　市の将来像・まちづくりの目標

将来像の推移

■狭山町総合計画　（昭和56年度～平成2年度）

「田園都市の実現」

↓

■第二次大阪狭山市総合計画（平成3年度～平成12年度）

「水と緑豊かな創造文化都市」

↓

■第三次大阪狭山市総合計画（平成13年度～平成22年度）

「ふれあいが人をはぐくむ　水の郷」

↓

■第四次大阪狭山市総合計画（平成23年度～平成32年度）

「水きらめき　人が輝く　共生のまち　大阪狭山」

５　市の将来像・まちづくりの目標

（参考）大阪狭山市の世帯数、人口の推移

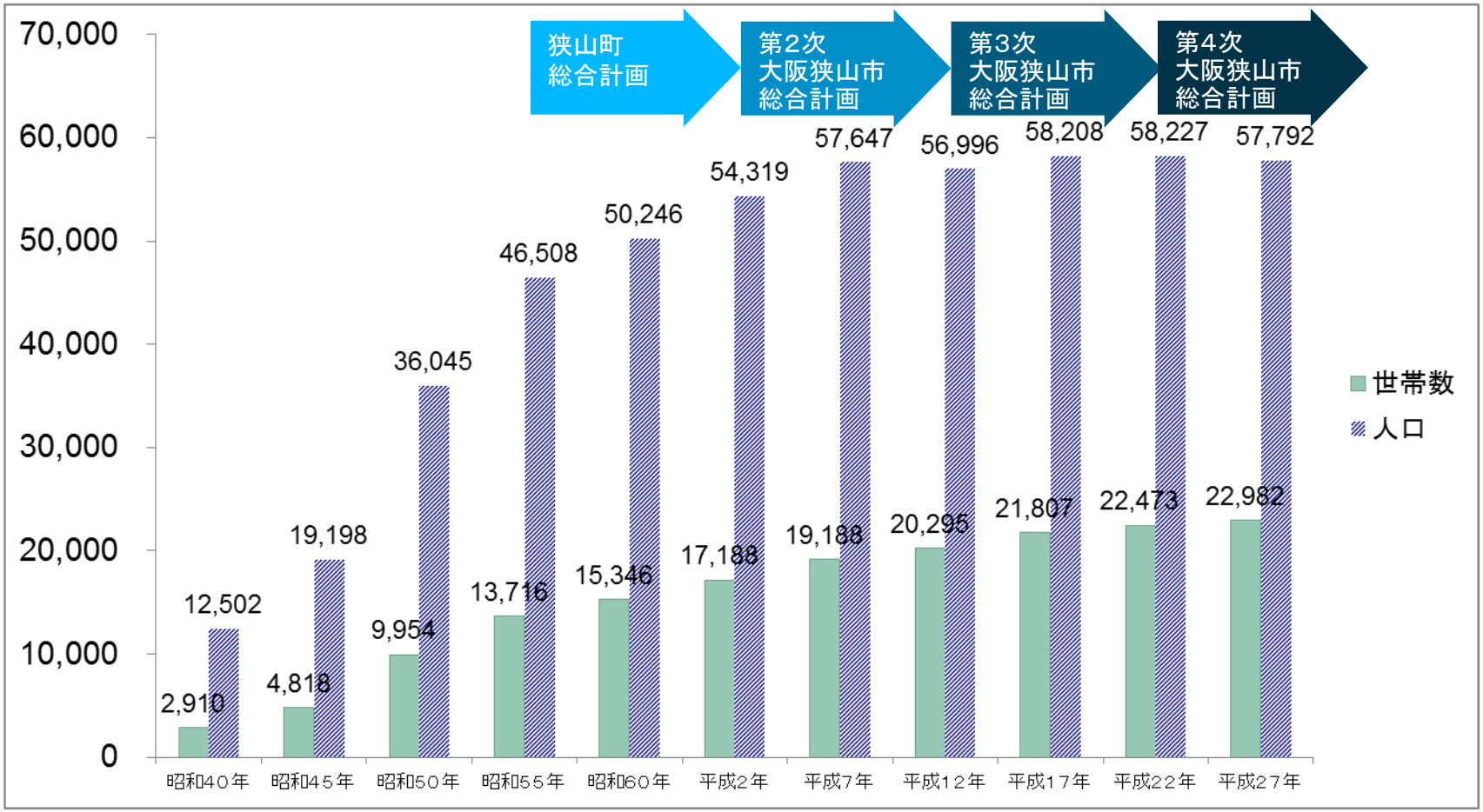

資料：国勢調査報告

５　市の将来像・まちづくりの目標

■第四次大阪狭山市総合計画（平成23年度～平成32年度）

将来像

水きらめき　人が輝く　共生のまち　大阪狭山

大阪狭山らしさを創出する自立と協働のまち

にぎわいがあり 安全で快適な 暮らしのあるまち	ともに学び 世代をつないで 人を育むまち	人と自然が 共生する 環境にやさしいまち	健康で安心して 暮らし続けられる 思いやりのあるまち

みんなで創る　持続可能なまち

５　市の将来像・まちづくりの目標

■第四次大阪狭山市総合計画【後期基本計画】(概要版)

１．大阪狭山らしさを創出する　自立と協働のまち

①参画と協働のまちづくり
②人権尊重の環境づくり
③男女共同参画社会の環境づくり
④平和への貢献

２．健康で安心して暮らし続けられる　思いやりのあるまち

①いつまでも元気に暮らせる健康づくりの推進
②地域のみんなで支えあう地域福祉の充実
③高齢者に安心な福祉サービスづくり
④障がい者の自立や社会参加を支える福祉サービスづくり
⑤セーフティネットとしての社会保障の充実

３．人と自然が共生する　環境にやさしいまち

①水と緑を守り、親しむことができる環境づくり
②地球にやさしい環境づくり
③ともに実践する循環型社会づくり
④うるおいのある美しいまちづくり

５　市の将来像・まちづくりの目標

4. ともに学び　世代をつないで　人を育むまち

①子育てにやさしい環境づくり
②学ぶ力・生きる力を伸ばす教育環境づくり
③青少年の健全育成の環境づくり
④生涯スポーツの推進
⑤生涯学習の推進
⑥市民文化・歴史文化の振興
⑦国際交流・国内交流の推進

5. にぎわいがあり　安全で快適な暮らしのあるまち

①快適で魅力ある市街地の整備
②人や環境に配慮した交通環境の整備
③信頼できるライフラインの充実
④消防・救急体制の整備
⑤防災・防犯対策の充実
⑥魅力ある都市農業の推進
⑦活気あふれる商工業と雇用機会の拡大
⑧観光の振興
⑨安心できる消費生活の支援

６. みんなで創る　持続可能なまち

①計画的な行政運営
②健全な財政運営
③開かれた透明性の高い行政の推進
④広域連携の推進

６　第五次総合計画の策定に向けて

■計画期間（第五次総合計画）

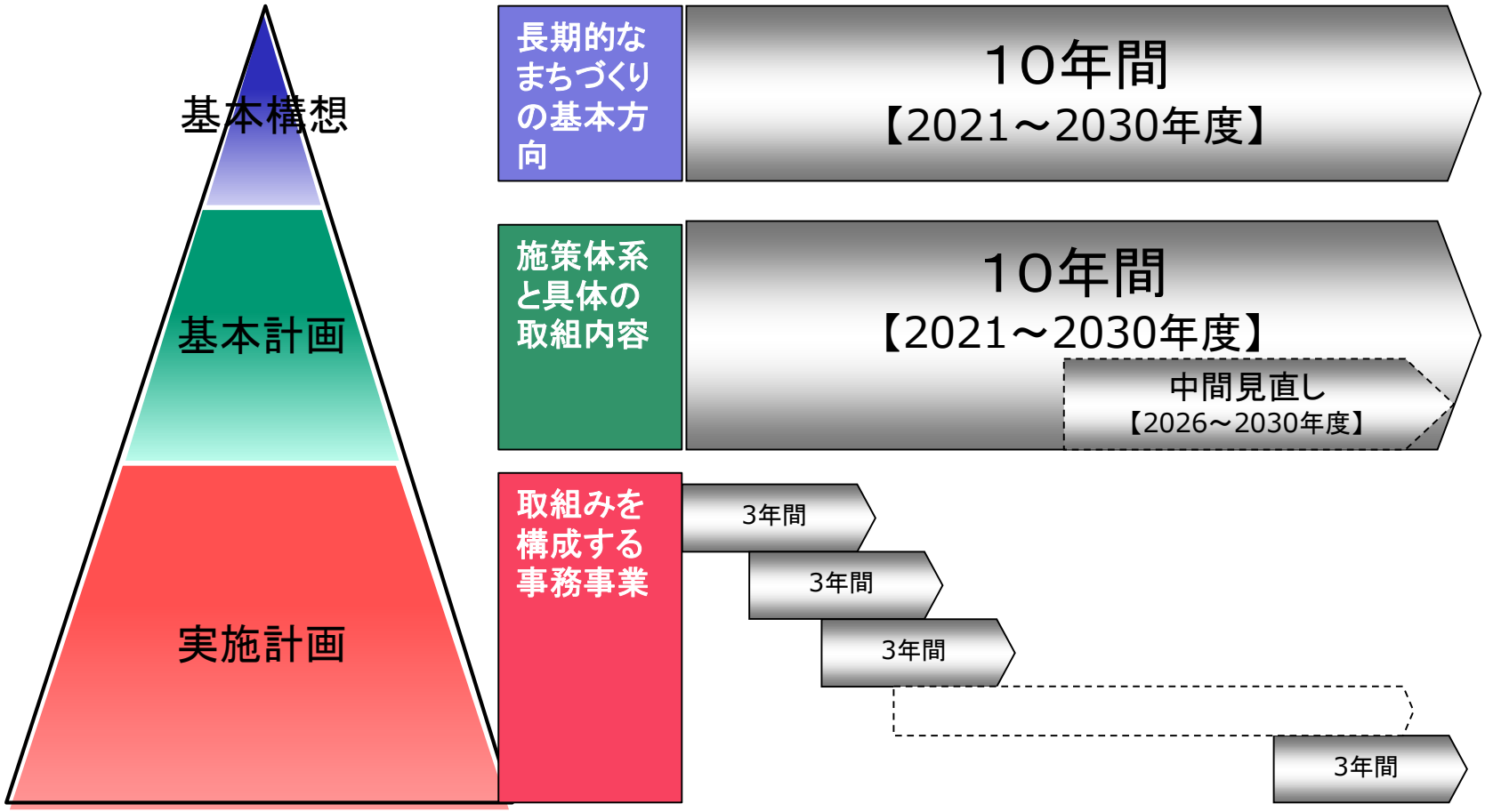

６　第五次総合計画の策定に向けて

■地区別（中学校区別）計画について

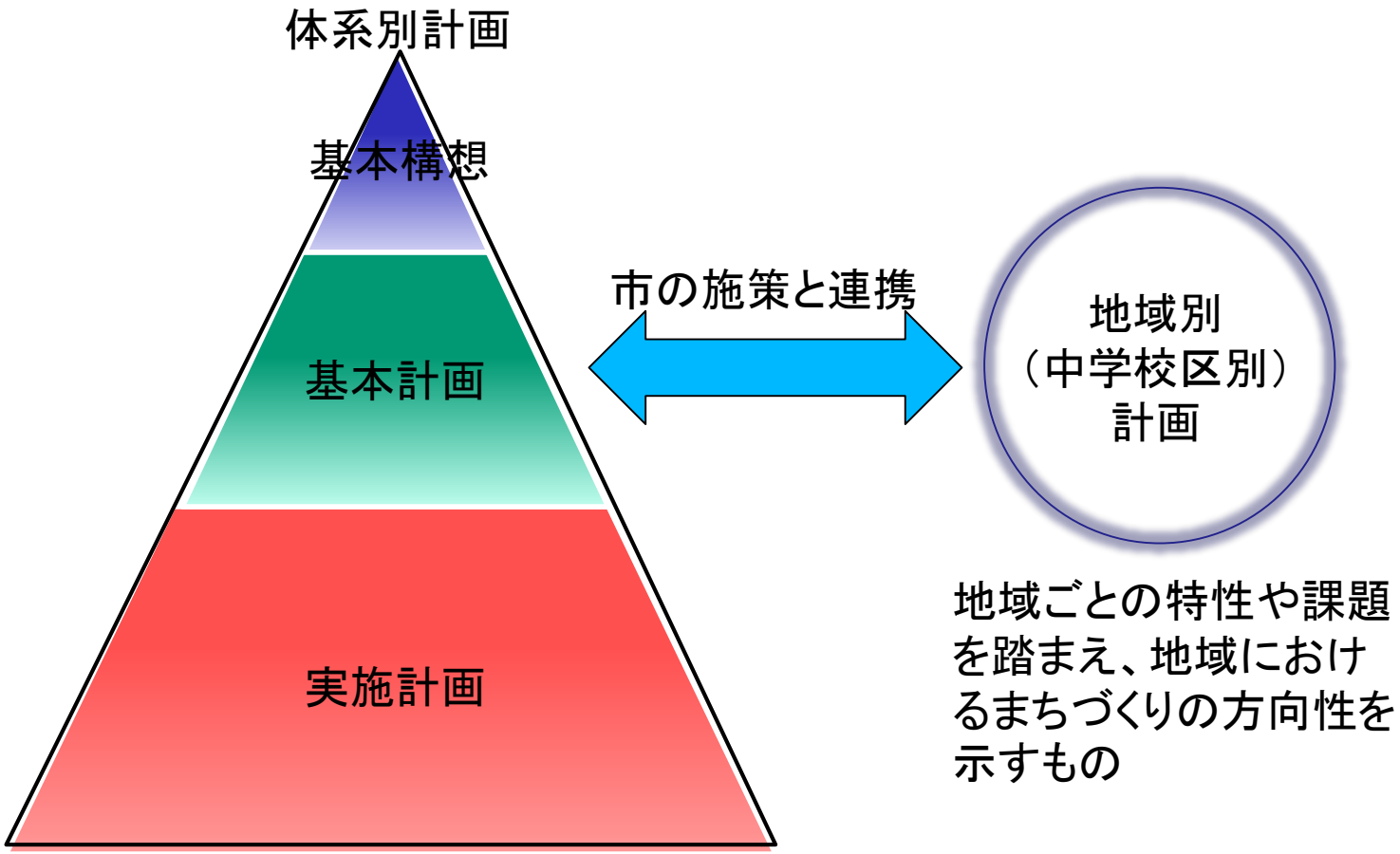

地域ごとの特性や課題を踏まえ、地域におけるまちづくりの方向性を示すもの

６　第五次総合計画の策定に向けて

まちづくり市民会議の設置目的

第五次大阪狭山市総合計画の策定にあたり、市民協働・市民参画を基本とした取組みを進めるため、市民で構成する「まちづくり市民会議」を設置し、まちづくりへの提言をいただく。

●構成メンバー

各関係団体からの推薦による委員
- 円卓会議（2名）
- 地区長会（2名）
- 民生委員児童委員（1名）
- 地区福祉委員会（1名）

公募による委員（数名）

＋

（南中学校区）
狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会市民委員（数名）

×３　＋

（中学校区）

オブザーバー

・市外の大学生等

・まち歩きなど、随時参加

・地域外の若者（ヨソモノ・ワカモノ）目線による客観的・俯瞰的視点による議論

７　人口ビジョン・総合戦略とは

■策定の根拠

〇平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」の規定により、国が策定する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、地方版の人口ビジョン及び総合戦略の策定が努力義務となっている。

〇本市においても、人口動向を分析し、将来展望を示す「大阪狭山市人口ビジョン」と、それを基に本市における5か年の目標、施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「大阪狭山市総合戦略」を平成28年3月に策定した。

7　人口ビジョン・総合戦略とは

【大阪狭山市人口ビジョン】

本市の人口の現状を分析し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。また総合戦略の施策を立案する基礎となるもの。

■人口の現状と推計

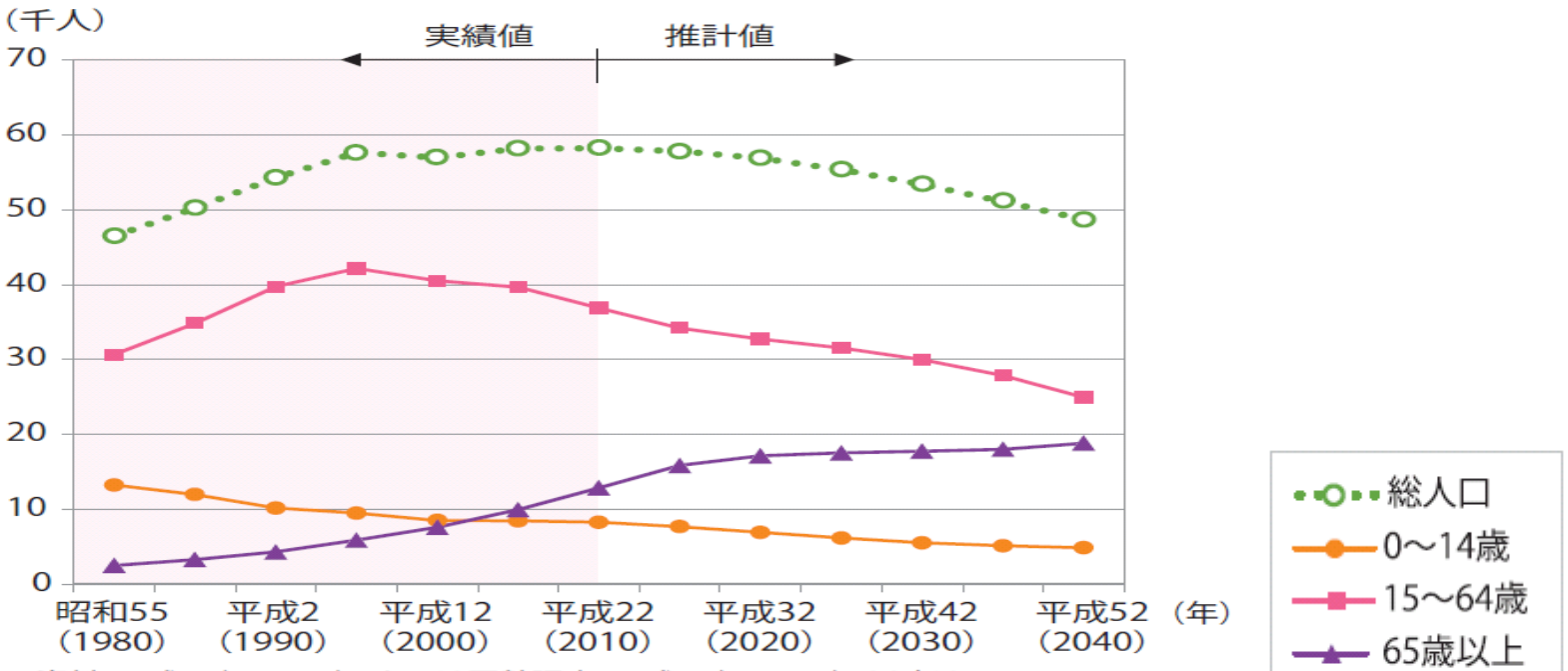

資料：平成22年(2010年)までは国勢調査、平成27年(2015年)以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(H25.3.27公表)」

7　人口ビジョン・総合戦略とは

人口減少の影響

コミュニティ機能の低下

- 基礎的なコミュニティ機能が低下
- 祭や伝統といった地域文化の伝承が困難に

地域経済活動の低下

- 地域経済が縮小、地域の商業・サービス業が衰退

公共交通機関の維持困難

- 公共交通の利用者が減少、地域の公共交通の維持が困難に
- 交通弱者の移動手段の確保が必要

減少する歳入と増加する行政・住民の負担

- 生産年齢人口が減少、市民税が減少
- 後期高齢者の増加で医療費など社会保障費用が増加
- 上下水道等の利用が減少、維持管理や補修の行政負担が重荷に

7　人口ビジョン・総合戦略とは

■人口減少社会に対応する基本的視点

○中長期的な視点に立って自然増をめざし、併せて「転出の抑制」と「転入の促進」を施策の方向性として、人口の維持と人口構造の転換を進める。

○出生数を増やすには若い世代の絶対数を増やす必要があり、進学、就職、結婚時に大阪狭山市にとどまってもらえるよう若い世代が住みやすくなるまちをめざす。

○1人の女性が生涯産む子どもの数を増やす必要があり、結婚から子育てまで、若い世代の希望を叶える環境を整える。

○子どもたちが「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と思うよう愛着と誇りの持てるまちづくりを進め、若い世代が定住する活力ある大阪狭山市にする。

7　人口ビジョン・総合戦略とは

■人口の将来展望

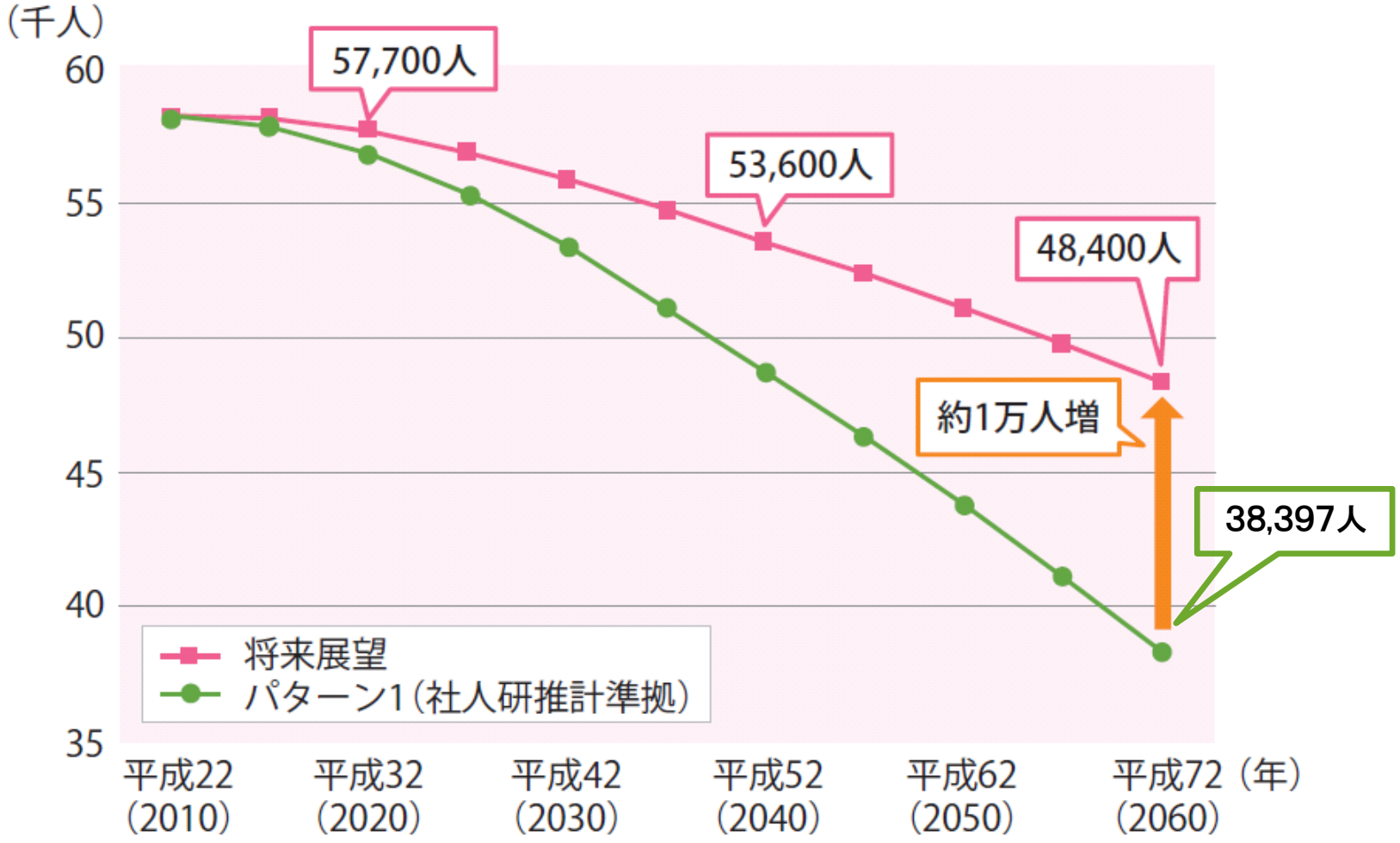

7　人口ビジョン・総合戦略とは

【大阪狭山市総合戦略】

■大阪狭山市総合戦略とは

　国の総合戦略や大阪狭山市人口ビジョンを踏まえて、人口減少の克服と地域の活性化を図るための施策をとりまとめたもの。

■大阪狭山市総合戦略の目的

　人口減少の悪循環を断ち切り、「しごと」、「ひと」の好循環により、本市の魅力を高め、市民をはじめ多くの人々が「生涯住み続けたいまち」と思う環境を創出し、多くの人々に愛されるまちをめざす。

7　人口ビジョン・総合戦略とは

■大阪狭山市総合戦略の4つの基本目標

①出産･子育てを支援して若い世代の定住を促す

②安心して暮らし続けられる環境を整える

③まちの魅力を高めて人を呼び込む

④地域経済を活性化して雇用を確保する

7　人口ビジョン・総合戦略とは

【大阪狭山市総合戦略】

基本目標1：出産・子育てを支援して若い世代の定住を促す

出産・子育ての支援	教育環境の充実
・多様なニーズに対応した保育サービスの提供 ・育児パッケージプレゼントの実施 ・子育て支援のための拠点施設の整備 ・相談事業（妊娠・出産）の実施	・エアコン設置等学習環境の整備 ・ICT機器を活用した学習や英語教育の充実 ・放課後児童会事業の充実 ・安全・安心な学校給食の提供 ・地域人材の活用（学校教育） ・地域に開かれた学校園づくり ・家庭学習の支援

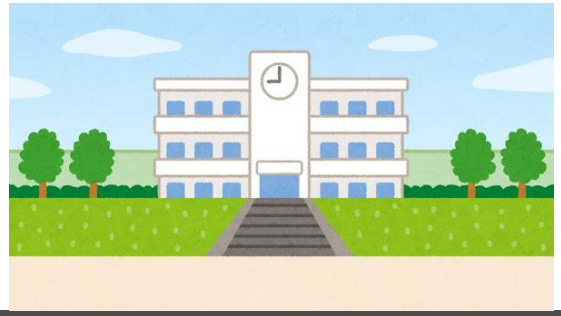

7　人口ビジョン・総合戦略とは

【大阪狭山市総合戦略】

基本目標2：安心して暮らし続けられる環境を整える

地域コミュニティの強化による安全・安心のまちづくり	誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり	誰もが安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
・自主防災組織活動への支援 ・自治会等への加入促進 ・ボランティアを担う人材の発掘・育成	・健康づくり応援団活動への支援 ・生涯スポーツに親しめる環境整備 ・いきいき百歳体操の普及 ・在宅医療介護におけるICT連携の充実 ・難病患者等の交流・相談支援	・公共インフラ施設の点検及び長寿命化の推進 ・民間企業を活用した空き家の利活用相談の実施 ・良好な住宅開発の誘導 ・南河内地域の市町村における広域連携体制の強化・充実

7　人口ビジョン・総合戦略とは

【大阪狭山市総合戦略】

基本目標3：まちの魅力を高めて人を呼び込む

地域資源を活かしたまちの魅力強化	地域の活力を活かした 安心して転入できる環境の整備
・歴史的観光資源「狭山池」を中心とした魅力情報の発信 ・狭山池築造1400年記念事業等の推進 ・まちづくり寄附金（ふるさと納税）制度の充実	・転入者に対する定住促進 ・シティセールス活動、広報活動の充実・強化

7　人口ビジョン・総合戦略とは

【大阪狭山市総合戦略】

基本目標4：地域経済を活性化して雇用を確保する

市内への企業移転・進出による地域産業の活性化	若者や女性などへの就労支援	地域産業の魅力向上
・再生可能エネルギーの利活用 ・新たな企業の誘致	・雇用・起業促進のための人材育成	・地域特産物の応援団の育成

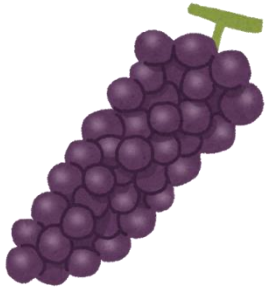

8　総合計画と総合戦略の関係性

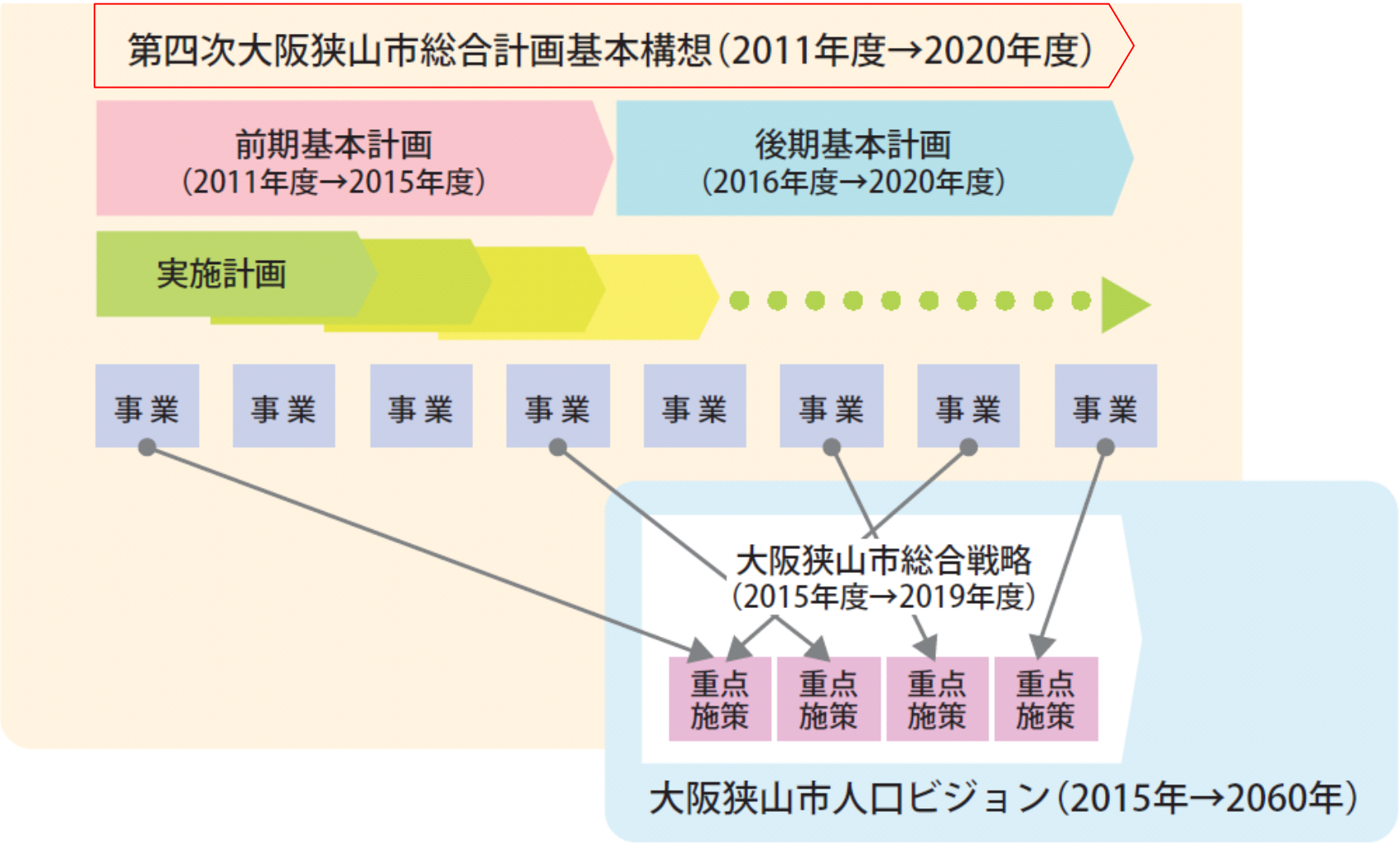

まちづくりの基本理念

第四次大阪狭山市総合計画では、第三次総合計画基本構想に引き続き、まちづくりの中心に「人」を位置づけ、一人ひとりが豊かな人間性をつちかい、互いの人権を尊重しあいながら、安心していきいきと生活できる、すべての人にやさしいまちづくりを基本理念として掲げます。

また、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大阪狭山市を次世代に引き継いでいくために、大阪狭山市にかかわるすべての人が、それぞれ市民自治の担い手であることを自覚し、誰もが主体的にまちづくりに参画し、協働する市民自治によるまちづくりを進めます。

まちづくりの基本理念
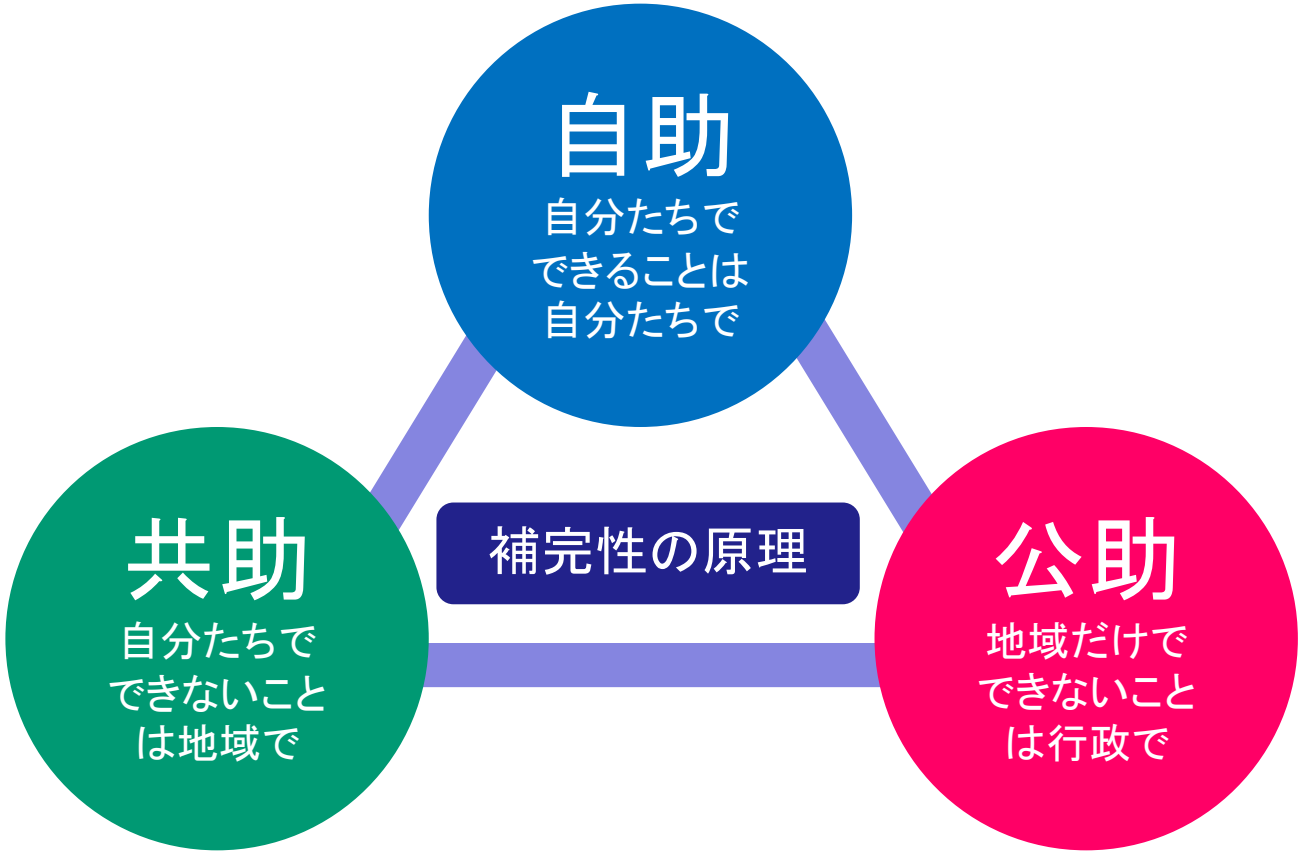
「自助」「共助」「公助」…補完性の原理